

資 料

外国民事訴訟法研究 (24)

外国民事訴訟法研究会
(代表者 加藤 哲夫)

大韓民国法律救助法・同施行令及び公益法務官に
関する法律・同施行令邦語試訳

金 炳 学

大韓民国法律救助法・同施行令及び公益法務官 に関する法律・同施行令邦語試訳

大韓民国法律救助法

制定	1986年12月23日	法律第3862号
改正	1994年12月31日	法律第4837号
	2001年12月31日	法律第6590号
	2007年3月29日	法律第8320号
	2008年3月28日	法律第8994号
	2009年3月18日	法律第9489号
	2009年5月27日	法律第9717号
施行	2009年11月28日	

第1条 (目的)

この法律は、経済的に資力に乏しく、又は法律に精通していないために法律による保護を十分に受けることができない者に法律救助を行うことにより、基本的人権を擁護し、延いては法律の福祉を増進することに貢献することを目的とする。

[全文改正 2008. 3. 28]

第2条 (定義)

この法律において「法律救助」とは、第1条の目的を達成するための法律相談、弁護士又は公益法務官に関する法律に定める公益法務官（以下、「公益法務官」という。）による、訴訟代理、その他法律事務に関して、あらゆる支援を行うことをいう。

[全文改正 2008. 3. 28]

第2条の2 (国及び地方自治体の責務)

①国は、国民の法律福祉の増進のために、法律救助体制を構築、運営して、法律救助関連法令の整備及び各種政策を策定、施行し、これに要する財源を調達する責務を負う。

②地方自治体は、国の法律救助施策が円滑に施行されるように協力しなければならない。

[本条新設 2008. 3. 28]

第3条 (登録)

法人として法律救助業務を行おうとする者は、大統領令が定めるところにより、資産、法律救助業務従事者等に関する要件を備えて、法務部長官に登録しなければならない。

[全文改正 2008. 3. 28]

第4条 (補助金の支給)

政府は、第3条により登録された法人及び第8条による大韓法律救助公団(以下、「法律救助法人」という。)の健全な育成及び発展のために必要があると認めるときは、予算の範囲内において補助金を支給することができる。

[全文改正 2008. 3. 28]

第5条 (代理行為の制限)

法律救助法人若しくはその他公益法務官が勤め又は勤めていた法人は、法律救助業務と関連して、法人名義によって、訴訟に関する行為、行政処分の請求その他法律事務に関する代理行為をすることができない。

[全文改正 2008. 3. 28]

第6条 (秘密漏洩の禁止)

法律救助法人若しくはその他公益法務官が勤め又は勤めていた法人において、法律救助業務に従事していた者又は従事している者は、その業務遂行過程において知り得た秘密を漏洩してはならない。

[全文改正 2008. 3. 28]

第7条 (手数料等の徴収の禁止)

①法律救助法人若しくはその他公益法務官が勤め又は勤めていた法人及びその法人において法律救助業務を担当し又は担当していた者が、法律救助を理由として、手数料を受け取り、又はその他いかなる名目であっても金品を受け取ってはならない。ただし、大統領令が定める訴訟費用、弁護士報酬等に対しては、この限りでない。

②第1項ただし書きにもかかわらず、次の各号のうちいずれかに該当する者に対しては、大統領令が定めるところにより、国が訴訟費用及び弁護士報酬を負担することができる。

[本項改正 2009. 5. 27]

1. 国家有功者等礼遇及び支援に関する法律第6条第1項により登録された国家有功者、その遺族又は同法律第73条の2に該当する者。
2. 独立有功者礼遇に関する法律第6条第1項により登録された独立有功者その遺族又は家族。
3. 5・18民主有功者礼遇に関する法律第7条第1項により登録された5・18民主有功者。
4. 国民基礎生活保障法第2条第2号による受給者。
5. 児童福祉法第2条第2号による保護を必要とする児童。
6. 基礎老齢年金法第3条による年金支給対象者。
7. 障害者福祉法第2条第2項による障害者。
8. 片親家族支援法第5条及び第5条の2による保護対象者。
9. 農漁業、農漁村及び食品産業基本法第3条第2号による農漁民。
10. 水産業法第2条第15号による漁業者及び漁獲物運搬業従事者。
11. その他大統領令が定める者。

③第1項ただし書き及び第2項により、公益法務官が受け取った弁護士報酬等は、公益法務官が勤め又は勤めていた法人の該当会計に組み込ませる。

[全文改正 2008. 3. 28]

第8条 (大韓法律救助公団の設立)

法律救助を効率的に推進するために、大韓法律救助公団(以下、「公団」という。)を設立する。

[全文改正 2008. 3. 28]

第9条 (法人格)

公団は、法人とする。
[全文改正 2008. 3. 28]

第10条 (事務所)

①公団の主たる事務所の所在地は、定款が定める。

②公団は、各級法院の設置及び管轄区域に関する法律第2条により、地方法院所在地に支部を、地方法院支院所在地に出張所を、市、郡法院所在地に支所を、定款が定めるところにより、各々、置くことができる。

[全文改正 2008. 3. 28]

第11条 (定款)

①公団の定款には、次の各号の事項を記載しなければならない。

1. 設立目的。
2. 名称。
3. 主たる事務所、支部及び出張所に関する事項。
4. 役職員に関する事項。
5. 理事会に関する事項。
6. 業務に関する事項。
7. 財産及び会計に関する事項。
8. 公告に関する事項。
9. 定款の変更に関する事項。
10. 内部規定の制定、改正及び廃止に関する事項。

②公団は、定款を変更しようとするときには、法務部長官の認可を受けなければならない。

[全文改正 2008. 3. 28]

第12条 (登記)

公団は、その主たる事務所の所在地において、設立登記をすることにより、成立する。

[全文改正 2008. 3. 28]

第13条 (役員及びその任期)

①公団には、理事長一人を含む一四人以内の理事及び監事一人を置く。

②理事長は、法務部長官が任命し、理事及び監事は理事長の提請により法務部

長官が任命する。

③理事長及び理事の任期は三年とし、監事の任期は二年とする。

[全文改正 2008. 3. 28]

第14条 (役員の職務)

①理事長は、公団を代表して公団の業務を総括する。

②理事は、定款が定めるところにより公団の業務を分掌し、理事長がやむを得ない事由により職務を遂行することができないときには、定款が定める順位にしたがい、その職務を代理する。

③監事は、公団の業務及び会計を監査する。

[全文改正 2008. 3. 28]

第15条 (役員欠格事由)

次の各号のうちいずれかに該当する者は、公団の役員となることができない。

1. 大韓民国国民ではない者。
2. 国家公務員法第33条各号のうちいずれかに該当する者。

[全文改正 2008. 3. 28]

第16条 (役員解任)

①役員が第15条各号のうちいずれかに該当することになるときは、当然に退職する。

②任免権者は、役員が次の各号のうちいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

1. 身体障害又は精神障害により、職務遂行が著しく困難になり又は不可能になった場合。
2. 故意又は重大な過失により、公団に損失を負わせた場合。
3. 職務上の義務に違反し、その他役員として適しない非行を行った場合。

[全文改正 2008. 3. 28]

第17条 (理事会)

①公団の重要事項を、審議、議決する

ために公団に理事会を置く。

②理事会は、理事長及び理事で構成する。

③理事長は、理事会を召集してその議長となる。

④監事は、理事会に出席して、意見を陳述することができる。

〔全文改正 2008. 3. 28〕

第18条 (職員の任免)

公団の職員は、定款が定めるところにより理事長が任免する。

〔全文改正2008. 3. 28〕

第19条 (公団所属弁護士)

①法律救助業務を効率的に遂行するため、公団には、法律救助業務を専門的に担当する弁護士を置くことができる。

②この法律による公団所属弁護士の任免及びその他運営に関しては、この法律に規定のない事項については、法務部長官の承認を受け、公団の規則が定める。

〔全文改正 2008. 3. 28〕

第20条 (法律救助委員)

①公団の理事長は、法律救助事件の訴訟追行のために必要があるときは、弁護士の中から法律救助委員を委嘱することができる。

②法律救助委員の委嘱及びその他運営に関する事項は、法務部長官の承認を受け、公団の規則が定める。

〔全文改正 2008. 3. 28〕

第21条 (事業)

公団は、第1条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

1. 法律救助。
2. 法律救助制度に関する調査及び研究。
3. 遵法精神をより高めるための啓発事業。
4. その他公団の目的の達成に必要な事

業。

〔全文改正 2008. 3. 28〕

第21条の2 (犯罪被害者の保護及び支援)

公団は、法律救助事業を行うときは、犯罪被害者の権利が適切に保障され、迅速な被害回復がなされるよう、犯罪被害者を法的に保護及び支援をすることができる。

〔全文改正 2008. 3. 28〕

第22条 (法律救助の手續等)

公団が行う法律救助の要件及び手續等は、法務部長官の承認を受け、公団の規則が定める。

〔全文改正2008. 3. 28〕

第22条の2 (資料提供の要請)

①公団は、法律救助の依頼人が法律救助事業の対象者であるか否かを確認するために、関係中央行政機関、地方自治体その他大統領令が定める公共機関(以下、この章において「公共機関」という。)に必要な資料の提供を要請することができる。この場合には、資料の提供を要請された公共機関の長は、特別の事由がない限り、要請に従わなければならない。

②第1項により公団に提供する資料に対する使用料及び手数料等は、免除する。

③第1項により公団が資料提供を要請することができる事由、提供資料の範囲その他必要な事項は大統領令が定める。

〔全文改正 2008. 3. 28〕

第23条 削除〔2001. 12. 31〕

第24条 (公団の財源)

公団は次の各号の財源により運営する。

1. 政府の出資金及び補助金。
2. 政府以外の者が寄付する現金及びそ

他の財産。

3. 第26条による借入金。
4. 公団の事業から生じる収入金。
5. その他収入金。

〔全文改正 2008. 3. 28〕

第25条 削除〔2001. 12. 31〕

第26条（資金の借入）

公団は、第21条による事業をするために必要があると認めるときは、法務部長官の承認を受け、資金を借り入れることができる。

〔全文改正 2008. 3. 28〕

第27条 削除〔2001. 12. 31〕

第28条（国公有財産の貸付等）

国又は地方自治体は、法律救助法人の設立及び運営のために必要があるときは、国有財産法若しくは公有財産及び物品管理法の規定にかかわらず、大統領令が定めるところにより、国公有財産を無償で貸し付け、使用、受益させることができる。ただし、公団でない法律救助法人に対しては、国有財産に限り、無償で貸し付け、使用、受益させることができる。

〔全文改正 2008. 3. 28〕

第29条（予算会計）

①公団の事業年度は、政府の会計年度にしたがう。

②公団は、各事業年度の事業計画及び予算案を作成して、該当事業年度が始まる前までに、法務部長官に提出して、承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

③公団は、各事業年度の事業実績及び決算書を作成して、次の事業年度の四月末までに法務部長官に提出しなければならない。

〔全文改正 2008. 3. 28〕

第30条（利益金の処理）

公団は、各事業年度の決算の結果、利益金が生じた場合には、繰越損失金の補填に充当して、その残余は積み立てなければならない。

〔全文改正 2008. 3. 28〕

第31条（公務員の兼職勤務）

法務部長官は、理事長の要請により法務部所属公務員を、公団に兼職勤務させることができる。

〔全文改正 2008. 3. 28〕

第32条（罰則適用時の公務員擬制）

公団の役職員は、刑法又はその他法律による罰則を適用するときには、公務員とみなす。

〔全文改正 2008. 3. 28〕

第32条の2（公団の損害賠償責任）

①公団は、その役職員が公団の事務執行に関して、故意又は過失により法令に違反して、第三者に損害を負わせた場合には、その損害に対する賠償責任を負う。

②公団は、第1項による損害が、所属役職員の故意又は重大な過失により生じたときは、その役職員に対して求償権を行使することができる。

〔全文改正 2008. 3. 28〕

第33条（準用）

公団に関しては、この法律に規定するほか、民法のうち財団法人に関する規定を準用する。

〔全文改正 2008. 3. 28〕

第33条の2（公益法務官の配置等）

①法務部長官は、法律救助業務を支援し、その他公益目的を遂行するため、公益法務官に関する法律が定める法人に、公益法務官を勤務させることができる。

②第1項による公益法務官は、弁護士法による弁護士資格登録をせずとも、弁護士として法律救助業務を遂行すること

ができる。

③第1項による公益法務官は、その性質に反しない限り、弁護士法に規定されたすべての義務を遵守し、かつ誠実に法律救助業務を遂行しなければならない。
〔全文改正 2008. 3. 28〕

第33条の3 (公益法務官の業務範囲等)

法律救助業務を担当する公益法務官の法律救助業務の範囲、対象又は要件等に関しては、法務部令が定める。
〔全文改正 2008. 3. 28〕

第34条 (税制支援)

政府は、法律救助業務を効率的に推進するため、税制上の支援をすることができる。
〔全文改正 2008. 3. 28〕

第35条 (監督等)

①法務部長官は、法律救助法人を指導、監督し、必要があると認めるときは法律救助法人に対し、その事業に関する指示又は命令をすることができる。ただし、法律救助事業の具体的事件については、この限りでない。

②法務部長官は、必要があると認めるときは、法律救助法人に、その業務、会計及び財産に関して報告させ、又は、所属公務員に、法律救助法人の帳簿、書類その他物を検査させることができる。

③第2項により検査をする公務員は、その権限を示す証票を携帯し、これを関

係人に提示しなければならない。

〔全文改正 2008. 3. 28〕

第36条 (類似名称の使用禁止)

①公団ではない者は、大韓法律救助公団又はこれと類似する名称を使用することができない。

②この法律による法律救助法人ではない者は、法律救助法人又はこれと類似する名称を使用することができない。

〔全文改正 2008. 3. 28〕

第37条 (罰則)

第6条に違反して秘密を漏洩した者は、一年以下の懲役又は一〇〇万ウォン以下の罰金に処する。

〔全文改正 2009. 3. 18〕

第38条 (過怠料)

①法務部長官は、第36条に違反して類似の名称を使用した者に、大統領令が定める基準により二〇〇万ウォン以下の過怠料を賦課し、徴収する。

②法務部長官は、法律救助法人の役職員が、第35条第1項による指示又は命令に違反し、同条第2項による検査を拒否、妨害又は忌避し、若しくは虚偽の報告をした場合には、大統領令が定める基準により、一〇〇万ウォン以下の過怠料を賦課し、徴収する。

〔全文改正 2009. 3. 18〕

第39条 削除〔2009. 3. 18〕

大韓民国法律救助法施行令

制定	1987年7月1日	大統領令第12198号
改正	1995年2月18日	大統領令第14526号
	2000年11月28日	大統領令第17005号
	2002年12月31日	大統領令第17861号
	2004年3月17日	大統領令第18312号
	2007年7月4日	大統領令第20161号
全面改正	2008年6月25日	大統領令第20858号
改正	2009年6月26日	大統領令第21573号
施行	2009年6月26日	

第1条(目的)

この令は、法律救助法において委任された事項及びその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第2条(登録要件及び手続)

①法律救助法(以下、「法」という。)

第3条により、法律救助業務を遂行するために登録しようとする法人は、次の各号の要件をすべて備えなければならない。

1. 法律救助を主たる目的事業とすること。
2. 法律救助に必要な事務所及び三億ウォン以上の資産を保有していること。
3. 役職員のうち弁護士資格証所持者が三人以上であること。
4. 法務士資格証の所持者又は法律救助業務に対する素養を備えて、法律救助法人において法律相談及び法律救助業務に三年以上従事した者が五名以上であること。
5. 法律救助業務の遂行に必要な法律知識及び能力を備えた相談職員が二名以上であること。

②法第3条により法律救助業務を遂行するために登録しようとする法人は、登録申請書に法務部令が定める書類を添付して、法務部長官に提出しなければならない。

③法務部長官は、第2項により登録申請をした法人が、第1項による登録要件を備えているときは、法務部令が定めるところにより登録をした後、当該法人に登録証を交付しなければならない。

④法務部長官は、第3項により登録証を交付した場合には、遅滞なく、その事実を官報に掲載しなければならない。

第3条(法律救助の要件及び手続等)

法第3条により法務部長官に登録された法人は、その法人が遂行する法律救助業務の範囲、対象、要件及び手続を定めて、法務部長官の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

第4条(手数料等の徴収範囲)

①法第3条により登録された法人及び法第8条による大韓法律救助公団(以下、「法律救助法人」という。), その他

公益法務官が勤め又は勤めていた法人(以下、「法律救助法人等」という。)が、法第7条第1項ただし書きにより法律救助の依頼人(以下、「依頼者」という。)から受け取ることができる訴訟費用等は、次の各号の費用とする。

1. 民事訴訟費用法により法律救助法人等が依頼者のために支払った種々の訴訟費用。
2. 民事訴訟法第109条により訴訟費用として計算される範囲における弁護士報酬。
3. 第1号及び第2号の他に法律救助法人等が、法務部長官の承認を受けて内部規定が定めた弁護士報酬及び訴訟費用。

②第1項の訴訟費用等は、依頼者に対する救助業務が終わった後に徴収する。ただし、法律救助法人等が法務部長官の承認を受けて内部規定が定めた訴訟費用(弁護士報酬は除く。)は、救助業務が終わる前においても徴収することができる。

③法第7条第2項第11号における「その他大統領令が定める者」とは、次の各号に掲げる者とする。

[本項改正 2009. 6. 26]

1. 参戦有功者礼遇及び団体設立に関する法律第5条により登録された参戦有功者。
2. 枯葉剤後遺症患者支援等に関する法律第7条第7項により障害等級判定を受けた枯葉剤後遺症患者及び枯葉剤後遺症二世患者。
3. 特殊任務遂行者支援及び団体設立に関する法律第6条第1項により登録された特殊任務遂行者。
4. 北韓離脱住民の保護及び定着支援に関する法律第2条第1号による北韓離脱住民のうちの国内居住者。

5. 犯罪被害者保護法第3条第1項第1号又は同条第2項による犯罪被害者。

6. その他法律救助の目的、救助の必要性等を考慮して、予算の範囲内において法務部長官の承認を受けて、法律救助法人等の内部規定が定めた者。

④法第7条第2項により国が負担することができる訴訟費用及び弁護士報酬の範囲は、法律救助の妥当性、訴訟の種類及び依頼者の所得水準又は財産状態等を考慮して、法務部長官の承認を受けて、法律救助法人等の内部規定が定める。

第5条 (資料提供要請事由等)

①法第8条による法律救助公団(以下、「公団」という。)は、次の各号のうちいずれかに該当する事由がある場合には、法第22条の2第1項にしたがい、公共機関に対して必要な資料の提供を要請することができる。

1. 拘置所に収監された服役者が法律救助を申請する場合等、法律救助を申請した者が、法律救助対象者の資格を証明する書類を直接提出することができない正当の事由がある場合。
2. 法律救助対象者の資格に対して、補充調査が必要な場合。

②公団が法第22条の2第1項により提供を要請できる資料の範囲は、次のとおりである。

1. 住民登録表謄本又は抄本。
2. 家族関係証明書、基本証明書、婚姻関係証明書、養子縁組関係証明書、養親縁組関係証明書及び除籍謄本又は抄本。
3. 所得金額証明書。
4. 国税納税証明書。
5. 地方税納税証明書。
6. 地方税細目別課税(納税)証明書。
7. 事業者登録証明書。
8. 廃業事実証明書。

9. 土地登記簿謄本。
10. 建物登記簿謄本。
11. 個別公示地価確認書。
12. 土地（林野）台帳謄本。
13. 建築物台帳謄本。
14. 農地原簿謄本。
15. 漁業権原簿謄本。
16. 魚船原簿謄本。
17. 船舶原簿謄本。
18. 国家有功者（遺族）確認印。
19. 独立有功者（遺族）確認印。
20. 障害者証明書。
21. 国民基礎生活受給者証明書。
22. 片親家族証明書。
23. 北韓離脱住民登録確認書。
24. 外国人登録事実証明書。
25. 国内居所届出事実証明書。
26. 国民年金加入証明書（履歴要約書を含む。）。
27. 健康保険料納付確認書。
28. 私立学校教職員年金法適用対象教職員確認書。
29. 自動車登録原簿謄本。
30. 建設機械登録原簿謄本。
31. 病籍証明書。
32. 5・18民主有功者確認印。
33. 枯葉剤後遺症患者支援等に関する法律適用対象確認印。
34. 特殊任務遂行者確認印。
35. その他法律救助対象者資格を証明する書類。

第6条（公共機関の範囲）

法第22条の2第1項前段における「その他大統領令が定める公共機関」とは、次の各号の機関をいう。

1. 法院組織法により設置された各地方法院及び支院及び所屬登記所。
2. 国民年金法による国民年金公団。
3. 国民健康保険法による国民健康保険

公団。

4. 私立学校教職員年金法による私立学校教職員年金管理公団。

第7条（財源の運用）

①公団は、法第24条各号の財源（法第24条第2号による財源及び法第30条による利益積立金は除く。）を、次の各号の方法により運用することができる。

1. 金融機関への預入。
2. 国債、公債、社債の購入。
3. 法律救助事業を施行するために必要な不動産の購入。
4. その他法律救助事業を活性化するために必要な事業。

②法第24条第2号による財源、法第30条による利益積立金、法第659号基金管理基本法のうち改正法律附則第5条第2項により公団に帰属する資産、債権、債務及びその他権利義務の運用に関しては、公団の内部規定が定める。

第8条（国公有財産の貸付）

法第28条による国公有財産貸付の内容、条件及び期間は、該当財産の管理庁及び法律救助法人の間の契約において定める。

第9条（兼職公務員の手当等）

①公団は、法第31条により公団に兼職勤務する公務員に対して、必要な手当を支給することができる。

②第1項による手当の支給範囲、支給額及び支給方法は、公務員報酬規定第32条を準用して公団の内部規定が定める。

③第1項の兼職公務員は、公団の定款及び関連規定を遵守して、業務を誠実に遂行しなければならない。

第10条（公益法務官の旅費等）

①法第33条の2により、公益法務官に関する法律が定める法人に勤める公益法務官に対して、該当法人は、職務遂行に

必要な実費及び旅費を支給することができる。

②第1項により公益法務官に支給される旅費の支給範囲、支給額及び支給方法は、司法試験に合格し、司法研修院課程を終え陸軍法務将校に任用された者のう

ち、同期間勤務した者に支給される旅費の場合と同額とする。

③公益法務官は、その者が勤めている法人の定款及び関連規定を遵守して、誠実に業務を遂行しなければならない。

大韓民国公益法務官に関する法律

制定 1994年12月31日 法律第4836号

改正 1997年12月13日 法律第5453号

2009年11月2日 法律第9810号

施行 2009年11月2日

第1章 総則〔本章改正 2009.11.2〕

第1条 (目的)

この法律は、公益法務官をして、法律救助の恩恵を受けることが困難な地域の住民等に、内実をともなった法律救助を提供することにより、国又は地方自治体の訴訟関連の事務処理を効率的に支援するようにし、公益法務官に適用する人事及び服務等に関して、国家公務員法の特例を定めることを目的とする。

〔全文改正 2009.11.2〕

第2条 (定義)

この法律において用いる用語の定義は、次のとおりである。

1. 「公益法務官」とは、兵役法第34条の6第1項により公益法務官に編入された者で、法務部長官によって任用され、法律救助業務又は国家訴訟等の関連事務

に従事する旨の命令を受けた者をいう。

2. 「法律救助業務」とは、法律救助法にもとづき経済的に資力に乏しく、又は法律に精通していないために、法律による保護を十分に受けることができない者のために、大統領令が定める法人において、法律相談、訴訟代理その他の法律事務に関して支援する業務をいう。

3. 「国家訴訟等の関連事務」とは、国を当事者又は参加人とする訴訟及び行政訴訟（行政庁を参加人とする場合を含む）の追行並びにその他これと関連した法律事務に関して支援する業務をいう。

4. 「各級機関」とは、法務部及びその所属機関、各級検察庁及び第2号に基づく法人をいう。

〔全文改正 2009.11.2〕

第2章 職務教育及び任用〔本章改正 2009.11.2〕

第3条 (身分)

公益法務官は、法務部所属の専門職公務員とする。

〔全文改正 2009.11.2〕

第4条 (名簿通知等)

①法務部長官は、兵務庁長と協議して、毎年度、公益法務官の必要人員をあ

らかじめ定めた後、その人員に基づき予算を要求しなければならない。

②兵務庁長は、兵役法第34条の6第1項により公益法務官に編入された者の名簿を編入した後、即時に法務部長官に通知しなければならない。

〔全文改正 2009.11.2〕

第5条 (従事命令等)

①法務部長官は、第4条第2項による名簿の通知を受けたときは、遅滞なく、該当公益法務官に編入された者を召集して、職務遂行に必要な教育を行い、その成績が良好な場合には、公益法務官として任用すると同時に大統領令が定めるところにより勤務する各級機関及び勤務地域を定めて、法律救助業務又は国家訴訟等の関連事務に従事することを命じなければならない。ただし、大統領令が定めるところにより職務教育召集延期願いを提出した者に対しては、必要な場合には、職務教育の前においても、公益法務官として任用することができる。

②法務部長官は、公益法務官に編入された者のうち、正当の事由なく職務教育を受けない者、公益法務官として任用さ

れた者及び任用されなかった者の名簿を、兵務庁長に遅滞なく通知して、公益法務官として任用された者の名簿を該当各級機関の長に遅滞なく通知しなければならない。

③第1項の職務教育及び従事命令に必要な事項は、大統領令が定める。

〔全文改正 2009.11.2〕

第6条 (勤務機関の変更等)

法務部長官は、必要があると認めるときは、公益法務官が勤務する各級機関又は勤務地域を変更することができる。

〔全文改正 2009.11.2〕

第7条 (欠格事由)

国家公務員法第33条各号のうちいずれかに該当する者は、公益法務官として任用されることができない。

〔全文改正 2009.11.2〕

第3章 服務及び報酬〔本章改正 2009.11.2〕**第8条 (義務服務期間)**

①公益法務官の義務服務期間は、三年とする。

②第1項による義務服務期間を終えた公益法務官に対しては、兵役法第34条の6第2項により、公益勤務要員の服務を終えたものとみなす。

③法務部長官は、義務服務期間を終えた公益法務官の名簿を、兵務庁長に通知しなければならない。

④義務服務期間の起算日等、義務服務期間の算定に必要な事項は、大統領令が定める。

〔全文改正 2009.11.2〕

第9条 (業務範囲)

公益法務官は、法律救助業務、国家訴訟等の関連事務その他法律により定めた業務以外の業務に従事してはならない。

〔全文改正 2009.11.2〕

第10条 (職場離脱の禁止)

公益法務官は、業務に対し誠実に従事しなければならない。各級機関の長の許可又は正当の事由なく、職場を離脱してはならない。

〔全文改正 2009.11.2〕

第11条 (服務監督)

法務部長官は、公益法務官の服務に対して、指揮、監督する。

〔全文改正 2009.11.2〕

第12条 (職務違反の報告等)

各級機関の長は、公益法務官が次の各号のうちいずれかに該当するときは、遅滞なく、その事由を具体的に明らかにして、法務部長官に報告しなければならない。

1. 国家公務員法第33条各号のうちいづ

れかに該当するとき。

2. 弁護士資格を喪失し又は停止されたとき。

3. 身体的、精神的な障害若しくは生死、所在不明により勤務することができなくなったとき。

4. 刑事事件において起訴されたとき。

5. この法律又はこの法律にもとづく命令又はその他の職務上の義務に違反し、若しくは怠ったとき。

〔全文改正 2009.11.2〕

第13条 (勤務状況の評価報告)

各級機関の長は、公益法務官の勤務状況及び職務遂行の実績を評価して、毎半期終了後、一月以内に、法務部長官に報告しなければならない。

〔全文改正 2009.11.2〕

第14条 (報酬等)

①公益法務官に対しては、軍人報酬の限度において、報酬及び職務遂行に必要な旅費等を支給する。

②第1項による報酬の基準等は、大統領令が定める。

〔全文改正 2009.11.2〕

第4章 身分措置〔本章改正 2009.11.2〕

第15条 (身分の喪失)

公益法務官が、国家公務員法第33条各号のうちいずれかに該当するときは、当然に、公益法務官の身分を喪失する。

〔全文改正 2009.11.2〕

第16条 (身分の剥奪)

公益法務官が、次の各号のうちいずれかに該当するときは、法務部長官は、職権により、その身分を剥奪することができる。ただし、第1号乃至第3号のうちいずれかに該当するときは、職権により、その身分を剥奪しなければならない。

1. 弁護士資格を喪失し又は停止されたとき。

2. 第5条第1項ただし書により職務教育の前に公益法務官として任用された者が、正当の事由なく任用後の職務教育召集命令に応じなかったとき。

3. 正当の事由なく第10条に違反して、通算八日以上該当職場を離脱し若しくは該当分野の業務に従事しなかったとき。

4. 身体的、精神的な障害により一年以内、若しくは生死、所在が不明になった

後、三月以内に、職務に復帰することができず若しくは職務を成し遂げることができなくなったとき。

5. 刑事事件において起訴されて、公益法務官の身分を維持することが不適切なとき。

6. この法律又はこの法律に基づく命令又はその他の職務上の義務に違反し若しくは勤務成績が非常に良くなく、公益法務官の身分を維持することが不適切なとき。

〔全文改正 2009.11.2〕

第17条 (服務期間の延長等)

①公益法務官が、長期入院又は療養等、職務以外の事由により二月以上勤務することができない場合には、法務部長官は、その期間に該当する期間を延長して、服務させることができる。ただし、公益法務官が、第16条第4号による事由により、その身分を剥奪された場合には、この限りでない。

②公益法務官が、この法律又はこの法律による命令又はその他の職務上の義務に違反し若しくは怠った場合には、法務

部長官はその事由に相応する適切な期間を延長して服務させ、若しくは給料の三分の一以下を減額し、又は譴責をすることができる。ただし、公益法務官が、第16条第2号、第3号、第5号、第6号による事由により、その身分を剥奪された場合及び正当の事由なく通算七日以内の期間にわたり職場を離脱し又は該当分野の業務に従事せず兵役法第35条の2第2項により延長勤務することとなった場合には、この限りでない。
〔全文改正 2009.11.2〕

第5章 補則〔本章改正 2009.11.2〕

第20条 (登録等)

①公益法務官は、弁護士法第7条にかかわらず、弁護士の資格登録をしなくとも、弁護士として、この法律において定めた業務を遂行することができる。
②裁判所は、職権により、公益法務官を弁護人として選定することができる。
〔全文改正 2009.11.2〕

第18条 (聴問)

法務部長官は、第16条により公益法務官の身分の剥奪の処分をしようとする場合には、聴問を行わなければならない。
〔全文改正 2009.11.2〕

第19条 (身分措置の通知)

法務部長官は、公益法務官が身分を喪失し又は剥奪されたときは、遅滞なく、その事実を兵務庁長に通知しなければならない。
〔全文改正 2009.11.2〕

第21条 (権限の委任, 委託)

この法律による法務部長官の権限は各級機関の長に、第2条第2号による法人代表者の権限は公益法務官が勤務する機関の長に、大統領令が定めるところにより委任し又は委託することができる。
〔全文改正 2009.11.2〕

大韓民国公益法務官に関する法律施行令

制定	1995年2月18日	大統領令第14525号
改正	1997年12月31日	大統領令第15598号
	1998年2月28日	大統領令第15690号
	2009年12月7日	大統領令第21867号
施行	2009年12月10日	

第1条 (目的)

この令は、公益法務官に関する法律(以下、「法」という。)において委任された事項及びその施行に関して必要な事項について規定することを目的とする。

第2条 (法律救助業務遂行法人)

法第2条第2項の規定による法律救助業務のための法人は、次の各号のうちいずれかに該当する法人とする。

1. 大韓法律救助公団(以下、「公団」という。)
2. 法律救助法第3条の規定によって、法務部に登録された法人。

第3条 (公益法務官の対象の通知)

兵務庁長は、兵役法第34条の6第1項の規定により、公益法務官に編入された者に対して、兵役法第55条の規定による教育召集を行うと同時に、その名簿を法務部長官に通知しなければならない。

[本条改正 2009.12.7]

第4条 (職務教育の召集)

法務部長官は、法第5条第1項の規定による職務教育を実施するために、当該公益法務官に編入された者を召集するときは、召集日の三日前までに、召集対象者の人的事項、召集日時及び場所等、必要な事項を明示した文書によって行わなければならない。

第5条 (職務教育召集の延期)

①第4条の規定による召集命令を受けた者が、次の各号のうちいずれかに該当する事由及び指定された日時に召集に応じることができない場合には、その召集日の前までに、姓名、住所及び召集に応じることができない事由等を記載した職務教育召集の延期願いに、当該事由を証明することができる書類を添付して、法務部長官に提出しなければならない。

1. 病気又は心身の障害があるとき。
2. 本人の直系尊属、直系卑属又は配偶者が死亡したとき。
3. その他やむを得ない事由が発生したとき。

②法務部長官は、第1項の規定による職務教育召集延期願いを提出した者に対しては、その事由が消滅したときに、再度、職務教育を実施するために召集をしなければならない。

第6条 (職務教育機関等)

①法務部長官は、公益法務官に編入された者に対して、三月以内の期間にわたり法務研修院において職務教育を実施することとし、必要な場合には、各級公務員教育院、一般教育機関又は法第5条第1項の規定による各級機関に委託して、職務教育を実施することができる。

②法務部長官は、公益法務官に編入された者に対して、職務教育を受ける期間中に、予算の範囲内において、服務期間一年未満の公益法務官に支払われる報酬に相当する金額を支払うことができる。

第7条 (職務教育課程)

①法第5条第1項の規定による職務教育の教育課程は、法務行政課程と実務修習課程とに区分する。

②法務行政課程の教育内容は、各種職務関連法令及び判例、訴訟進行に必要な訴訟実務、法律相談に必要な知識と技術、その他法務行政及び素養に関する科目とする。

③実務修習課程の教育内容は、法律救助業務及び国家訴訟等の関連事務の従事に必要な基本的な実習とする。

第8条 (任用等)

①公益法務官は、法第5条第1項の規定によって、法務部長官が、法律救助業務又は国家訴訟等の関連事務に従事することを命ずるために発令する従事命令書に記載された日時に任用されたものとみなす。この場合には、法務部長官が発令する従事命令は、契約職公務員規定第5条の規定による採用契約とみなす。

[本条改正 1998. 2. 28]

②法務部長官は、従事命令書が、任用日前に公益法務官として任用される者に到達することができるよう、従事命令を発令しなければならない。

第9条 (公益法務官の配置)

①法務部長官は、法律救助業務に従事する公益法務官を、第2条の規定による法人に、国家訴訟等の関連事務に従事する公益法務官を法務部その所属機関又は各級検察庁に、配置しなければならない。

②法務部長官は、法律救助業務に従事

する公益法務官を、公団に優先的に配置することとし、次の各号の順位にしたがって、地域別に配置しなければならない。ただし、法務部長官は、第2条第2号の規定による法人又は特定地域に公益法務官を優先的に配置する必要があると認められる場合には、同法人又は地域に優先的に配置することができる。

1. 法院、検察庁の所在地のうち弁護士がいない地域。
2. 法院、検察庁の所在地のうち第2条の規定による法人所属弁護士がいない地域。
3. その他法務部長官が、法律救助の需要が高いと認める地域。

③法務部長官は、国家訴訟等の関連事務に従事する公益法務官を配置するにあたり、その需要を考慮して、該当機関に適正に配置しなければならない。

第10条 (勤務機関の変更等)

①各級機関の長は、法務部長官に、公益法務官が勤務する各級機関又は勤務地域の変更を要請することができる。

②法務部長官は、第1項の規定による要請がある場合には、これを斟酌して、公益法務官が勤務する各級機関又は勤務地域を変更することができる。

第11条 (義務服務期間)

①法第8条第1項の規定による公益法務官の義務服務期間は、公益法務官として任用された日から起算する。

②兵役法第55条の規定のよって受ける教育召集期間と法第5条第1項の規定によって受ける職務教育期間は、公益法務官の義務服務期間に、これを算入しない。

第12条 (人事管理簿)

①法務部長官及び各級機関の長は、法務部令が定めるところにより、公益法務

官の人事管理簿を備え置いて、公益法務官の身上異動、勤務状況その他その管理に関して必要な事項を記録しなければならない。

②法務部長官は、公益法務官の勤務及び管理状況を、指導、確認しなければならない。

第13条（報酬）

①法第14条第1項の規定によって公益法務官に支払われる報酬は、司法試験に合格して、司法研修院所定の課程を修了し、陸軍法務将校に任用された者のうち、同じ期間にわたり勤務した者に支払われる報酬と同額とする。

②公益法務官の号俸は、毎月一日付で昇級する。

第14条（旅費等）

①各級機関の長は、当該機関に勤務する公益法務官に対して、職務遂行に必要な実費及び旅費を支給することができる。

②第1項の規定によって、公益法務官に支給される旅費の支給範囲、支給額及び支給方法は、司法試験に合格して、司法研修院所定の課程を修了し、陸軍法務将校に任用された者のうち、同じ期間にわたり勤務した者に支払われる旅費の支払範囲、支払額及び支払方法と同様とする。

第15条（服務期間の延長）

①法務部長官は、法第17条の規定によって服務期間の延長を命ずるときは、延長服務期間、延長事由等を明示した文書により行わなければならない。

②法務部長官は、第1項の場合には、服務期間延長者名簿を兵務庁長に遅滞なく通知しなければならない。

第16条 削除 [1997. 12. 31]

第17条（権限の委任、委託）

①法第11条の規定による服務指揮、監督に関する法務部長官の権限は、法第21条の規定により、これを公益法務官が勤務する各級機関の長に委任又は委託する。

②第2条の規定による法人の代表者は、第1項の規定により委託を受けた服務指揮、監督に関する権限を、法第21条の規定により公益法務官が勤務する機関の長に再委任することができる。

【訳者後記】

本稿執筆にあたり、早稲田大学法学学術院教授であらせられる榎善夫先生ならびに加藤哲夫先生より、貴重な御教示をいただいた。この場をお借りし、心より厚く御礼申し上げたい。

本稿が、日韓・韓日の法律救助制度論及び法律救助実務研究のさらなる発展に寄与するところがあるとすれば、訳者の喜びこれに過ぎるものはない。ひきつづき、両国の学術・実務交流にむけ、鋭意、努めて参りたい。

【附記】

本稿は、財団法人民事紛争処理基金平成22年度研究助成による研究成果の一部である。

(2010年9月9日 校了)